

国際仲裁契約の準拠法とその効力の及ぶ範囲について

【文献種別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和2年6月19日

【事件番号】 平成30年(ワ)第10883号

【事件名】 損害賠償請求事件

【裁判結果】 訴え却下

【参照法令】 民法709条・719条、会社法429条1項、民事訴訟法3条の9、法の適用に関する通則法7条、仲裁法14条1項

【掲載誌】 判時2493号10頁

◆ LEX/DB 文献番号 25585189

創価大学助教 平田誠一

事実の概要

日本法人Xと英国法に基づき設立されたAは、平成15年からディーラー契約を締結・更新してきたが、平成25年12月、Aが製造する自動車の販売等の東京におけるディーラーをXとする契約(以下「本件ディーラー契約」という。)を締結した。

本件ディーラー契約には、同「契約並びに同契約から生じ又は同契約に関連するいかなる紛争及び請求(契約に基づかない紛争及び請求を含む。)は、英国法に準拠し、これに従って解釈されるものとする」、同「契約及び同契約から生じ又は関連する、いかなる紛争、見解の不一致又は請求(同契約の存在、有効性、不履行及び終了、又は同契約の無効から生ずる結果に関する紛争を含む。)は、当事者間の信義誠実に基づいた交渉を通じて解決されるものとする」、交渉により解決できなかった場合はロンドン国際仲裁裁判所の仲裁に付託される旨の条項(以下「本件仲裁合意」という。)が定められていた。

本件ディーラー契約は、AのXに対する終了通知により、平成29年に終了した。

Xは、Aの職務執行者Y₁、Aの従業員として雇用され、Aのアジア・パシフィック地域ディレクターとして、同地域におけるAの代表行為権限を有するY₂、Aが100%出資して設立し、同社が唯一の社員(業務執行社員兼代表社員)となる合同会社Y₃(以下「Yら」という。)に対し、共同不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、主位的には、AとYらは、共同して、Xが事業投資をすればAと新たなディーラー契約を締結できる

かのような言動をとってXに事業投資をさせたにもかかわらず、結局新たな契約を締結せず、Xに損害を与えた旨主張し、予備的には、Yらは、AがXとの間で新たなディーラー契約を締結する意思を有していないことを知りながら、Aにその意思があり、かつ、自己に新たなディーラー契約の決定権限があるかのように装って、新たなディーラー契約が締結されないのであれば支出しない費用をXに負担させて損害を与えた旨主張した。

Yらは、本案前の抗弁として、仲裁合意の抗弁等を主張し訴えの却下を求めた。

裁判所は、以下のとおりYらの仲裁合意の抗弁を認め、Xの訴えを却下した。

判決の要旨

訴え却下。

1 本件仲裁合意の準拠法

(1) 「いわゆる国際仲裁における仲裁合意の成立及び効力については、法の適用に関する通則法7条により、第一次的には当事者の意思に従ってその準拠法が定められるべき」である。

(2) 「本件仲裁合意には、その準拠法についての明示の合意はない」が、本件ディーラー契約において、英国法「に準拠しこれに従って解釈されるものと定められていること及び仲裁地が英国ロンドンと定められていること」から、XA間では「本件仲裁合意の準拠法を英国法とする旨の黙示の合意がされたもの」と認められる。

2 本件仲裁合意の効力の客観的範囲

(1) 英国貴族院の判例では、「仲裁合意の解釈

は、特定の問題を仲裁人の管轄事項から除外することを目的とする明確な文言が存在しない限り、当該仲裁合意の当事者が、合理的なビジネスマンとして、当該当事者間に生じ又は生じようとしている関係から生じる一切の紛争を同一の裁判所により解決することを意図したとの推定を前提として行うべきである旨の解釈が示されている」。

(2) X主張の紛争は、いずれも「本件ディーラー契約の終了に伴い、XがAとの新たなディーラー契約を締結することを求めて交渉した過程で生じたとするものである。

そうすると、かかるX主張の紛争は、本件ディーラー契約に関連する紛争、あるいは同契約の終了に関する紛争というべき」であり、本件仲裁合意が仲裁の対象として定める紛争に含まれることは「文言上から明らかというべきである。」

(3) 「また上記……判例が示した解釈に照らしても、……XとAは、当該紛争も同一の裁判所……により解決することを意図していたと推定される」から、本件各請求に係る紛争は、本件仲裁合意の効力の客観的範囲に含まれる。

3 本件仲裁合意の効力の主観的範囲

(1) C教授は、英国の判例を踏まえると、英国裁判所は、「親会社による完全子会社に対する完全な支配関係が認められる場合において、相手方の親会社に対する請求とその完全子会社に対する請求とがそれぞれ、重複手続、判断相違の可能性の回避による統一的判断が必要なほどに相互に密接に関連するときは、その完全子会社は、相手方の請求について、相手方の親会社に対する請求を対象とする相手方と親会社との仲裁合意を主張することができるという法理……に従った判断をする蓋然性が高いとする旨の意見を示しているが、その専門的知見に基づく上記意見に疑問を差し挟むべき事情は見当たらない。」

(2) Y₁乃至Y₃は、「いずれも、Aの完全な支配下にある者ということができる。」

そして、「X主張のYらの責任の有無を判断するには、本件終了通知後にAがどのような意図の下にXとの間でどのような新たな契約に関する交渉を行ったのか、当該交渉においてAとYらとはどのような関係にありYらはどのような行為をしたのか、Yらの行為はAの意図に基づくものであったのかといった争点の判断が必要となると解される。そして、これらの争点は、本件仲裁合意

の対象となるXとAとの間の本件ディーラー契約の終了に伴う新たな契約の交渉過程で生じた紛争においてAの責任の有無を判断する場合の争点とほぼ同一であって、Yらの責任の有無の判断とAの責任の有無の判断は、重複手続、判断相違の可能性の回避による統一的判断が必要なほどに相互に密接に関連するといふべきである」から、上記の法理に基づき、YらはXに対し、本件仲裁合意の効力が本件各請求に係る紛争に及ぶと主張することができる。

(3) また、X主張の紛争を、「Aを被告としないことで、本件仲裁合意の拘束力を回避して、日本の裁判所に持ち込むことが可能であるという解釈をすることは、……本件ディーラー契約や本件仲裁合意の趣旨に明らかに反する」し、上記「英国貴族院の判例の趣旨にも沿わない」。

判例の解説

一 問題の所在

仲裁合意の対象となる民事上の紛争について訴えが提起されたときは、受訴裁判所は、被告の申立てにより、訴えを却下しなければならない（仲裁法14条1項本文）。そこで、仲裁合意の存在が本案前の抗弁（いわゆる、妨害抗弁）として主張されると、当該合意の成否や効力が争われることがあるほか、国際仲裁の場合にはその準拠法も問題となる。

本件では、①国際仲裁であることを前提に、②主たる契約の終了に伴い新たな契約を締結することを求めて交渉した過程で生じた紛争に合意の効力が及ぶか（客観的範囲）、③仲裁合意を締結した一方当事者たる会社の役員や完全子会社に、合意の効力が及ぶか（主観的範囲）が争われた。

本判決は、①国際仲裁である本件仲裁合意の準拠法を英国法であると解し、同法の解釈によれば②③のいずれの点からも合意の効力が及ぶといえるから、訴えは却下すべきと判示した。

二 仲裁合意の準拠法

仲裁合意の準拠法が問題となる局面には、仲裁合意の成立、内容・解釈、効力、失効等があるが、別段の理由がある場合を除き、単一の仲裁合意の準拠法によって律せられるべきものと解されており¹⁾、本件は、これらのうち仲裁合意の効力の局

面におけるものと位置づけられる。

最高裁は、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）施行前の事案において、「国際契約における仲裁契約の成立及び効力については、法例7条1項により、第一次的には当事者の意思に従ってその準拠法が定められるべきものと解するのが相当である。そして、仲裁契約中で右準拠法について明示の合意がされていない場合であっても、仲裁地に関する合意の有無やその内容、主たる契約の内容その他諸般の事情に照らし、当事者による黙示の準拠法の合意があると認められるときにはこれによるべきである」と判断している²⁾。

本判決も、前記最判を引用し、通則法7条を基準に、本件仲裁合意の準拠法が英国法であると判断している。

三 仲裁合意の効力の客観的範囲

仲裁合意の効力がいかなる紛争にまで及ぶかという問題について、わが国では、契約自由の原則の下、仲裁合意の解釈により定まるとされている³⁾。実際上は、本件仲裁合意のように概括的に定められていることが多く、「当該契約関係の存続を前提とする契約内容の解釈についての紛争あるいは事情の変更による契約内容の修正について紛争が生じた場合はもとより、契約関係の終了原因あるいは債務不履行による損害賠償請求に関する紛争の場合も仲裁判断の対象としたものと解する」などとされている⁴⁾。

他方で、国際仲裁の場合には、判例上、仲裁合意の準拠法に従って判断されることになることとされている⁵⁾。本判決も、準拠法が英国法であることを前提に、英国の判例を示し（判旨2(1)）、これに従って判断している（判旨2(3)）。

もっとも、本件紛争が主たる契約に「関連する紛争」、あるいは「同契約の終了に関する紛争」であると「文言上から明らか」（判旨2(2)）にいえかには疑問がある。英国法下では広範囲に及ぶと解されるのかもしれないが、裁判例の中には、本判決で引用された英国の判例のほか、英国弁護士「英国裁判所は、契約条項の範囲を判断するように求められた場合、契約の文言から契約当事者の意思を推認する」旨の意見書も踏まえて、「英国を準拠法とする本件仲裁合意の解釈に当たっては、本件仲裁合意自体の文言、仲裁合意を含む本

件備船契約の解釈及び契約締結に至る経緯などを考慮して、検討すべきである」との解釈を示したものの⁶⁾もあり、これによれば英国法下においてもわが国の解釈と大きな差異はないように思われる。

少なくともわが国の解釈を前提とした場合には、新たな契約締結にむけた交渉が従前の契約に関連しているというには相応の理由を要すると思われる。例えば、当該紛争において主たる契約の内容・経緯が相当程度争点になる場合であれば、当事者の合意当時の合理的意思に照らし、当該仲裁合意の対象に含まれると解されよう。本件においては、主たる契約と新たに締結しようとする契約がいずれも同一当事者間の同種の契約という紛争の同質性があり、かつ主たる契約の終了に伴う新たな契約締結交渉ということで経緯の連続性があるので、主たる契約の内容・経緯が相当程度争点になるとも思われるが、その判断はより慎重になされるべきである。

四 仲裁合意の効力の主観的範囲

わが国では、従前、仲裁合意上の地位の承継について議論がされてきたが、法人が締結した仲裁合意の効力が法人の役員等にも及ぶかという点についても、最高裁が、米国法の解釈としてではあるものの法人代表者にも及ぶ旨を判示した⁷⁾ことをきっかけに議論されるようになった。例えば、(i) 代表者の行為が法人の契約締結または履行の一部としてなされたような場合に仲裁契約の効力の代表者への拡張を認めるべきとする見解⁸⁾、(ii) 仲裁契約の主体の一体性（会社の法人格の形骸化）を根拠に取引関係から生じる紛争について、黙示の仲裁合意が代表者・取引相手方間にも成立したと構成する見解⁹⁾、(iii) 仲裁契約の趣旨により、実質的な当事者にも仲裁契約の効力が及ぶとする見解¹⁰⁾、(iv) 原則は及ばないが、法人の構成や仲裁合意の締結の状況等から、役員等の提訴が訴権の濫用あるいは役員等への提訴が禁反言の法理に当たる場合には例外的に役員等も仲裁合意に拘束されるとする見解¹¹⁾などがある¹²⁾。もっとも、代表者以外の役員等や子会社についてはあまり議論されていない¹³⁾。

本判決では、準拠法が英国法であることを前提に、英国の判例及び意見書を踏まえて（判旨3(1)）、Yらに仲裁合意の効力が及ぶことを認めた。かか

る判断においては、①支配関係の完全性と、②合意当事者に対する請求と当該第三者に対する請求との密接関連性が考慮された。

英国法を準拠法とした裁判例の中には、主観的範囲においても前述の客観的範囲と同様に、文言のみならず主たる契約の解釈、契約締結に至る経緯などを考慮して仲裁合意を解釈すべき¹⁴⁾としているものがあるところ、本判決も、明示はされていないがこのような合意解釈の問題であることを前提にしていると思われる。上記①②は、合意解釈のための完全子会社事案における考慮要素と位置づけられよう。

これを前提に本判決をみると、まず①支配関係の完全性については、完全子会社であるY₃への判断としては首肯できるが、完全子会社についての解釈を、Y₁、Y₂ら役員に拡張してよいかは疑問がある。なぜならば、合意当事者のおよそ支配下にある者すべてを仲裁合意に拘束することが、合意当時の当事者の合理的意思とは考え難いからである。支配関係の完全性は、あくまで「完全」子会社であること、すなわち親会社と実質的な同一性があることを前提にしていると考えるところが、職務執行者や代表行為権限のある従業員は、当該法人と実質的な同一性は認められないから、その前提を欠く。Y₁やY₂については、例えば、その者らの行為が法人の契約締結または履行の一部としてなされたか否か(上記(i)の見解)などを考慮して合意解釈すべきではなかろうか。

また、②請求の密接関連性については、客観的範囲の問題と類似の視点といえる。密接関連性の判断にあたっては、争点の同一性が考慮されているが、これは客観的範囲においても考慮されるべき事項である¹⁵⁾。

本判決はあくまで英国法の解釈を前提としたものであるが、支配関係の完全性や請求の密接関連性が認められる場合には、訴権の濫用や禁反言の法理(上記(iv)の見解)に該当するとも考えられるところ、わが国を準拠法とする同種事案においても参考になるとと思われる¹⁶⁾。

五 その他

判旨3(3)は、仲裁合意の潜脱を警告するようにも読める。紙幅の都合上詳細な検討はできないが、仮にAが全く意図しないところでYらが暗躍したような事情があるならば、むしろ公序則等を

適用し、日本の裁判所で実体審理すべき場合もあるかもしれない。

●—注

- 1) 豊澤佳弘「判解」最判解民事篇平成9年度(下)(2000年)1100頁等。
- 2) 最判平9・9・4民集51巻8号3657頁。
- 3) 小島武司=高桑昭編『注解仲裁法』(青林書院、1988年)79頁[小島武司=豊田博昭]。
- 4) 札幌高判昭34・12・18高民集12巻10号108頁。
- 5) 前掲注2)最判平成9年。客観的範囲が問題となった近時の裁判例として、東京地判平23・3・10判タ1358号236頁、東京地判平24・1・31(LLI/DB判例番号L06730103)、東京地判平26・10・17判タ1413号271頁、東京地判令3・4・15(LLI/DB判例番号L07630602)、準拠法の問題以前に事実認定の問題と捉えていると思われるものとして、東京地中間判平27・1・28判時2258号100頁、同裁判例の評釈として、高杉直「判批」ジュリ1493号(2016年)114頁。
- 6) 前掲注5)東京地判令和3年。
- 7) 前掲注2)最判平成9年。
- 8) 谷口安平=井上治典編『新・判例コンメンタール民事訴訟法6』(三省堂、1995年)635頁[青山善充]。
- 9) 貝瀬幸雄「仲裁契約の効力の範囲——主観的範囲を中心に」松浦馨=青山善充編『現代仲裁法の論点』(有斐閣、1998年)142頁。
- 10) 斎藤秀夫ほか編『注解民事訴訟法(11)[第2版]』(第一法規出版、1996年)428頁[河野正憲]。
- 11) 山本和彦=山田文『ADR仲裁法[第2版]』(日本評論社、2015年)323頁。
- 12) 諸外国の裁判例の紹介について、中村達也「仲裁合意の効力の人的範囲について」國士館49号(2016年)221頁。
- 13) なお、保証人や連帯債務者について、小島武司=猪俣孝史『仲裁法』(日本評論社、2015年)89頁、山本=山田・前掲注11)同頁。
- 14) 前掲注5)東京地判令和3年。
- 15) 小島=猪俣・前掲注13)126頁は、「法主体が異なると、そこに向けられる請求も異なったものとなることがあり、そのときには仲裁合意の効力が及ぶ請求であるかどうか併せて検討されなければならない」としている。客観的範囲の問題とも位置づけられるが、法主体が異なることを前提にしていることから主観的範囲の問題と整理することも可能であろう。
- 16) 名古屋地判平7・10・27海法150号33頁は、仲裁合意の準拠法についてなんら言及はしていないものの、本判決と同じように、統一的判断の必要性を考慮して、異なる法主体に仲裁合意の効力が及ぶとしている。なお、アリゾナ州法を準拠法とするものとして前掲注5)東京地判平成26年。